

令和元年第7回栗原市教育委員会臨時会会議録

1. 招集日時 令和元年7月17日(水) 午後4時30分

2. 招集場所 金成庁舎201会議室

3. 出席委員

1番 笠間八十公 委員 2番 蘇武徳行 委員
3番 久我一仁 委員 4番 千葉みどり 委員

4. 説明のため出席した者

教育長	佐藤新一
部長	菅原昭憲
次長	鈴木学
次長	多田陽
教育総務課長	入野美奈子
学校教育課長	小野寺幸博
学校教育課副参事	高橋和宏
社会教育課長	伊藤寿浩
文化財保護課長	大立目正孝

5. 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 菅原光宏

6. 出席点呼・開会

午後4時30分

佐藤教育長 本日は、教育長、教育委員の過半数が出席しておりますので、直ちに会議を開きます。

7. 教育委員会会議録署名委員の指名

佐藤教育長 次に、3 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。3番 久我委員、4番 千葉委員にお願いします。

8. 専決処分報告

佐藤教育長 次に、4 専決処分報告です。(1) 栗原市就学指導委員会に対する諮問について、事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長 議案書1ページをお開きください。専決処分報告 栗原市就学指導委員会に対する諮問について、令和元年度就学指導を要する児童の就学について、栗原市就学指導委員会へ諮問することを令和元年6月27日に専決処分したので報告する。令和元年7月17日提出、栗原市教育委員会 教育

長でございます。2ページが教育長から就学指導委員会会長への諮問書の写しでございます。3ページをお開きください。委員の皆様は、本日配布の予定者名簿をご覧ください。なお、この資料につきましては、個人情報になりますので、会議終了後、回収させていただきます。よろしくお願いいたします。1番目の児童は、現在、小平市立小平第12小学校の2年生で、志波姫小学校へ転入予定となっており、保護者より特別支援学級への入級について、届出があったものです。2番目の児童は、1番目の児童のご兄弟であり、現在、小平市立小平第12小学校の6年生であります。専決処分理由といたしましては、保護者よりできるだけ早く転入させたいとのことから、6月中に諮問する必要があり、教育委員会を開催するいとまがありませんでしたことから、専決処分とさせていただいたものであります。以上、ご報告申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。このことについて、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

ご質問がないようですので、専決処分報告を終わります。

9. 議 事

佐藤教育長

次に、5 議事に入ります。日程1 議案第35号 令和2年度栗原市義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択案について、事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書4ページをご覧ください。議案第35号 令和2年度栗原市義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択案についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定により、宮城県北部地区教科用図書採択協議会へ提出する教科用図書採択案について、別紙のとおり議決を求めます。令和元年7月17日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。今年度、採択する教科書は、小学校の各教科の教科書及び中学校の特別教科道徳以外の教科書並びに附則9条本の一般図書となっており、今年度から北部地区の2市4町共同での採択となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第6号で、教育委員会の職務権限として、教科書その他の教材の取扱いに関することが規定されておりますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項において、採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないと規定されております。この無償措置法は、特別法であることから、先ほどの一般法である地方教育行政の組織及び運営に関する法律より優先されております。したがって、共同採択地区内の市町村教育委員会は、採択協議会の協議の結果に基づき教科書を採択しなければならないものであることから、各市町村教育委員会の意向を協議会へ反映

させる必要があります。以上のことから、議決を求めるものであります。採択事務に係るこれまでの経過について説明いたします。別紙で配布しました資料の上段のフロー図で説明いたします。③の諮問については、6月12日に北部地区教科用図書採択協議会から選定委員会に対し、大綱の諮問があり、④で大綱が審議され、⑤の答申については、6月14日に選定委員会から採択協議会に答申されております。⑦北部地区採択協議会専門委員会については、7月2日、3日に開催され、調査研究が行われております。本日の臨時会を受けて、⑨栗原市教育委員会から採択希望を報告し、⑩採択協議会での選定後、⑪採択協議結果通知となります。栗原市教育委員会として採択を希望する教科用図書案について説明いたします。5ページをお開きください。1 検定教科書の小学校分については、13種目。中学校分については、15種目で、発行者については、記載のとおりです。なお、中学校分については、前回採択された教科書からの採択ということから、昨年度まで北部地区で採択していた教科書案としております。2 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の小学校分については、73冊となっております。中学校分については、33冊であります。以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

佐藤教育長
蘇武委員
多田次長

説明が終わりました。議案について、ご質問ありませんか。

5ページの中で、新規、継続の別は分からないのでしょうか。

小学校につきましては、保健の教科書以外は、昨年度、栗原市で採択したものを継続したもので、新学習指導要領に則った教科書を採択案としたものであります。保健については各校からの希望により東京書籍に変更いたしました。中学校につきましては、4年の一度の採択年に当たっておりますが、再来年、新学習指導要領がスタートするということで、来年、新学習指導要領に則った教科書を採択することになります。残り1年となることから、平成27年度に北部地区で採択した教科書を継続する案を御提案しているものであります。

学校教育課長

小学校につきましては、各小学校12校に希望を取り、一番多かった教科書を採択案としております。

久我委員

特別支援学級の教科書は、採択しないのでしょうか。

学校教育課長

6ページ以降が特別支援学級の教科書採択案で、各学校に希望を取ったものとなっております。

佐藤教育長

ほかに、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

ご質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、日程1 議案第35号 令和2年度栗原市義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択案については、原案のとおり可決いたします。

10. その他

佐藤教育長 6 その他 に入ります。本日は、その他の配布資料がありませんが、事務局から何かありますか。

教育総務課長 特にございません。

佐藤教育長 無いようですので、6 その他 を終わります。

11. 閉会

佐藤教育長 以上で本日の日程すべてを終了しましたので、会議を閉じます。

午後4時47分

12. 本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議案第35号 令和2年度栗原市義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択案について

この会議録は書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するためここに署名する。

令和元年7月24日

会議録署名委員 _____

〃 _____